

母性保護、子育て制度の廃止・縮小など、特別休暇等の改悪に反対する

全教職員署名

時代に逆行する「配偶者の出産休暇等」の見直しを強行した大阪府当局は、12月21日、さらに時代を40年前に逆戻りさせるような特別休暇の改悪提案をおこなった。

その内容は、保育休暇、家族休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、父母等の祭日休暇を廃止し、結婚休暇、夏期休暇を縮小、母性保護にかかる生理休暇、妊娠障害休暇、流産、特別産前産後休暇を、病気休暇として対応するというものである。

とりわけ、母性保護にかかる特別休暇は、かつて職業生活と家庭生活の両立が困難な時代に、多くの職員・教職員の流産や異常妊娠・出産などが続くもとの、安心して妊娠・出産できる労働環境を願う職員・教職員の血のにじむような苦労とたたかいを経て、当局もその重要性を認め実現してきた制度である。しかも、少子化が進む今日的状況の中、「職業生活と家庭生活の両立支援」の必要性が社会的にも広がり、05年度から14年度までの10年間を集中推進期間として「次世代育成支援対策推進法」が施行され、大阪府も「大阪府特定事業主行動計画」を策定し「みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり」の冊子作成など、その啓発を進めてきた。今回の母性保護と子育てにかかる特別休暇を後退させる提案は、次世代育成、仕事と家庭の両立など、そもそも当局自身がその推進・拡充をかけた、民間企業への普及拡大についても率先してすすめるという、府の施策と役割をみずから投げ出すものである。

また、結婚休暇、夏期休暇の縮小、リフレッシュ休暇等を廃止する提案は、もっぱら国制度にその基準をおいて、こうした制度が導入されてきた個別の経過やその必要性を何ら検証しないきわめて乱暴な提案である。これに加えて、現場実態を無視した各種の特殊勤務手当の廃止、縮小が提案されている。

長年の労使協議と合意によって築いてきた到達点を一方的にふみにじる改悪提案は到底認められるものではない。以上のことから下記の事項を強く求める。

1. 時代に逆行する特別休暇の見直し撤回。大阪府は仕事と子育てを両立できる環境を拡充

し、それを民間労働者にも普及・推進すること

2. 現場実態を無視した特殊勤務手当の廃止・縮小は撤回すること

大阪府知事 橋下 徹様

2010年 月 日 職場名【

氏 名	氏 名

大阪府関連労働組合連合会（府職労・大教組）